

福祉新聞 2010 年 4 月 19 日

<NPO 税制優遇拡充を>

税調 PT 税額控除導入も提案

政府・税制調査会の「市民公益税制プロジェクトチーム (PT)」は 8 日、NPO 法人の税制優遇措置を拡充するよう求める中間報告をまとめた。寄付金については、現行の所得控除に加え、低所得者にもメリットが大きい税額控除を導入するよう提案。社会福祉法人への適用は、市民とのかかわり度合いや透明性などを踏まえ検討するとした。

中間報告では、NPO 活動を促進するために、税制優遇措置を受けられる認定 NPO 法人を拡充するよう提案。

寄付の税額控除導入

認定基準のパブリック・サポート・テスト (PST) の見直し

個人住民税の寄付税制の拡充

を見直しの方向性に挙げ、2011 年度税制改革での実現に向け、具体的な制度設計を進めるよう求めた。

税額控除の導入では、現行の所得控除制度 (個人が 2000 円を超える寄付をした場合、所得の 40% を限度に所得控除する仕組み) に加え、寄付金額の一定割合を控除できる制度を併設するよう提案。社会福祉法人や学校法人にも税額控除を適用するかどうかは、市民とのかかわり度合いや運営の透明性なども踏まえ検討する。

PST の見直しでは「経常収入に占める寄付金などの割合が 5 分の 1 以上である」という認定要件に加え、「一定額以上の寄付者の絶対数で判定する」仕組みを導入。事業収入が多い NPO 法人でも認定要件をクリアできるようにする。地方自治体が条例に基づき独自に指定した NPO 法人には、PST を求めない。

また、寄付を集めやすくするはずの PST が、寄付実績がないと受けられないという問題解決のため、認定要件を満たさなくても優遇措置が受けられる「仮認定」制度を導入する。

一方、不正などで認定を取り消された場合のペナルティーを強化。稼得収益に課税する仕組みの導入など、事後的な是正措置を整備する。

収益事業に属する財産を同事業以外に支出した場合に、所得の 20% まで損金算入を認める「みなし寄付金制度」については、社会福祉法人などとのバランスに配慮しつつ、限度額の引き上げを検討する。

個人住民税の寄付金税額控除は、所得税の控除対象寄付金の範囲を超えて、NPO 法人への寄付金を地方自治体が条例で指定できる仕組みを導入する。また、「ふるさと寄付金」を活用した NPO 法人への支援が進むように控除対象寄付金の取り扱いを明らかにする。

中間報告は、同日の税調総会で了承され、9 日の「『新しい公共』円卓会議」にも報告された。鳩山由紀夫・首相は、新たに導入する税額控除の割合を 50% とする方向で調整するよう指示。「来年 1 月に動き出せるスピード感で臨んでほしい」と述べた。